

平成 26・27 年度 助成団体募集について

1. 趣 旨

民生委員・児童委員は「民生委員制度創設 90 周年活動強化方策『広げよう 地域に根ざした思いやり』行動宣言に基づき、地域でさまざまな取り組みを進めています。

民生委員・児童委員の活動は、個別支援活動に加えて、関係機関・団体等との協働や連携がより重要となっており、特に、安心して住み続けることができる地域社会づくり、一人暮らし高齢者の孤立・孤独への対応、消費者被害からの防止、子育て家庭の支援、児童虐待の防止や子どもの安全を守るための連携やネットワークづくりなど、地域住民との協働が重要となっています。

昨年6月には災害対策基本法が改正され、発災時に自力困難な者について、市町村長にその名簿の作成を義務づけるとともに、警察、消防、民生委員、社協、自主防災組織等、幅広い地域関係者にその名簿を提供し、避難支援の体制整備を進めることとなりました。全民児連では、「災害時要援護者支援活動に関する指針」を発行し、委員の安全確保を大前提に、住民参加のもとで地域ぐるみの災害時要援護者の支援体勢整備を進めていくことを提案しています。

本事業は、市区町村民児協または単位民児協が、こうした課題に対する先駆的な取り組みを地域の関係機関・団体等と協働・連携の下に行うことを振興するものです。

2. 助成対象者

都道府県・指定都市社協もしくは同民児協、または都道府県・指定都市社協と同民児協による合議体（以下「都道府県・指定都市社協等」。）

3. 助成対象事業

（1）安心して住み続けることができる地域社会づくりへの貢献

民生委員制度創設 90 周年活動強化方策「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言に沿って、地域の関係機関・団体と連携、協力してすすめる事業

〔例示〕

- ・一人暮らし高齢者や高齢世帯、障がい者世帯を対象とした消費者被害の防止、子育て家庭等の孤立・孤独をなくすために地域住民とともに進める見守り・支援活動の具体的な展開
- ・認知症の人やその介護者等への支援活動等、高齢者が安心して住み続けることがで

- きる地域社会づくりに向けて関係機関・団体等と連携・協働して進める取り組み
- ・児童虐待や不登校、育児不安など課題を抱える子どもや子育て家庭、ひとり親世帯への支援等について、関係機関・団体等との連携・協働をふまえた支援の取り組み
 - ・生活困難による世帯（生活困窮世帯）のニーズ把握や自立支援を図るための関係機関・団体との連携・協働の取り組み
 - ・生活困難（低所得）世帯の子どもたちへの学習支援の取り組み
 - ・引きこもりの子どもたちの居場所づくり等、地域での取り組み

（２）災害に備えた日常の取り組み

災害発生時や避難生活において、さまざまな支援を必要とする人々の速やかな安否確認・避難誘導等、状況に応じた支援の取り組みができるよう、地域住民をはじめ関係機関・団体等と協働して、定期的、継続的に実施する事業。

（すでに自主防災組織や関係機関・団体等との協働を進めている民児協であっても、これまでの活動に加えて新たな活動に取り組む場合は助成の対象とする。）

〔例示〕

- 学校等との協働による地域の危険箇所の点検やハザートマップの作成
- 災害時要援護者台帳、災害福祉マップの整備と情報の共有化に向けての取り組み
- 災害時要援護者の安否確認と支援ネットワークづくりの取り組み

4. 事業の実施期間

2年間

5. 助成事業の実施体制

- （１）助成対象事業は、市区町村民児協もしくは単位民児協において実施する。
- （２）助成対象となる県社協等は、助成対象事業の実施をとおして、管内の民児協の組織的な活動を振興するために、助成対象事業を共同して企画し実施する。
- （３）助成対象事業を実施する市区町村民児協もしくは単位民児協の数に制限は設けない。
- （４）市区町村民児協もしくは単位民児協は、住民にとって有用なものとなるよう事業を実施する。

6. 助成額・交付方法等

助成金は県社協等へ交付する。なお、市区町村民児協もしくは単位民児協に必要な経費については、都道府県・指定都市社協等から交付する。

- （１）助 成 額 1 か所あたり 20 万円×2 年間
- （２）助成か所数 15 か所

7. 申請方法等

都道府県・指定都市社協等は、選定した市区町村民児協もしくは単位民児協と協議して所定の様式により申請書を作成し、締切日までに全社協あてに申請する。

申請は各都道府県・指定都市より1件とする。

※申請書様式は、全国民生委員互助共励事業ホームページからダウンロードできます。

(<http://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/> または「互助共励」で検索)

8. 対象経費

「地方共励事業経理事務要領」に準じる。以下の支出は、本助成の対象としない。

ア. 既に同様の事業を実施している場合、その事業の経費

イ. 他団体への全面委託や経費助成

ウ. 民児協職員（非常勤職員を含む）の人件費

エ. 飲食費（委員会及びサロン等のお茶菓子代、弁当代を除く）

オ. その他、本事業に直接関係ない経費

カ. パソコン等の固定資産物品やロッカー等の備品、ソフトウェア

9. 事業報告

事業終了後（年度ごと2回）所定の様式により、実施報告書および経理報告書を全社協宛てに提出する。

10. 申請締切日

平成26年6月30日（月）（当日消印有効）

11. 審査および助成先決定

申請書類に基づき、民児協活動振興事業専門委員会において助成先を決定し、平成26年7月下旬頃までに、全社協より申請者に対して助成決定の可否について通知する。

助成決定先は助成金の請求書とともに、所定の様式により、実施計画書を全社協に提出する。なお、助成金の送金については、すみやかに指定の銀行口座あてに送金する。

12. お問い合わせ先

全国社会福祉協議会・民生部（担当：千葉・都賀）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL03-3581-6747 FAX03-3581-6748

E-mail: z-minsei@shakyo.or.jp